

川崎市主要出資法人等総合調整要綱・運用解釈

(平成28年4月1日)

第1 (第1条関係・目的)

この要綱は、本市の主要出資法人等の健全な運営を確保し、もって本市の事務事業の適切な運営に寄与するため、主要出資法人等の指導・監督を含めた総合調整の基本的事項を定めたものであり、この要綱に基づいて総合調整を行い、市と主要出資法人等との密接な連携を図り、適正かつ効率的な運営がなされるよう努めるものとする。

第2 (第2条関係・主要出資法人等)

本条は、本要綱において総合調整の対象となる主要出資法人等を限定列挙したものである。なお、これに該当するものは、次の24法人である。

1 地方自治法第221条第3項に定める法人(22法人)

(1) 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社(2法人)

- ①川崎市住宅供給公社 ②川崎市土地開発公社

(2) 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団・財団法人及び公益社団・財団法人並びに株式会社(14法人)

- ①川崎市国際交流協会 ②川崎市文化財団 ③かわさき市民放送
④川崎市産業振興財団 ⑤川崎冷蔵 ⑥川崎市公園緑地協会
⑦川崎市看護師養成確保事業団 ⑧川崎市身体障害者協会
⑨川崎・横浜公害保健センター ⑩川崎市まちづくり公社
⑪川崎市臨港倉庫埠頭 ⑫川崎市消防防災指導公社
⑬川崎市学校給食会 ⑭川崎市生涯学習財団

(3) 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団・財団法人及び公益社団・財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの(6法人)

- ①川崎アゼリア ②川崎市母子寡婦福祉協議会
③川崎市シルバー人材センター ④みぞのくち新都市
⑤かわさきファズ ⑥川崎市スポーツ協会

(4) 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1に相当する額以上の額の債務を負担している一般社団・財団法人及び公益社団・財団法人並びに株式会社(該当なし)

(5) 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団・財団法人及び公益社団・財団法人並びに株式会社（該当なし）

2 市の出資率が100パーセントの社会福祉法人（該当なし）

3 市の出資率が25パーセント以上の法人（該当なし）

4 その他川崎市主要出資法人等総合調整委員会が指定するもの（2法人）

(1) 本要綱第2条に該当し、本運用解釈第2の1～3に位置付けられていた法人が、1～3のいずれの要件も満たさなくなった場合で、第1条の目的を達成するため、当分の間、総合調整が必要と認めるもの。（2法人）

①川崎市信用保証協会 ②かわさき市民活動センター

(2) 次の全ての要件を満たしている法人（該当なし）

- ・ 法人の主要な役職者（常務理事・常務取締役以上のもの）に市の現職者、退職者が就任していること
- ・ 法人に市の職員が派遣されていること
- ・ 法人に対する市の補助金・委託料総額が法人の総収入額のおよそ4分の3を超えるもの

第3（第3条関係・総合調整会議）

総合調整会議は、第4条の委員会における審議事項のうち、特に重要と認められるものについて審議する。

第4（第4条関係・委員会）

主要出資法人等の調整は、従前から所管局長により行われてきたが、必ずしも統一的な考え方に基づいたものとは言い難い面があったので、市の総合調全体制の基本的な事項を明確にし、より適切な調整が行われるよう図ったものである。

第5（第5条関係・委員会の審議事項）

委員会は、次の事項を審議する。

1 主要出資法人等の設置、解散等に係る協議事項

(1) 設立時における

- ・ 団体設立の方針（意義）及び法人の形態
- ・ 業務内容（公益性、既設の主要出資法人等との整合性、収益性等）
- ・ 組織、人員、財政（出資金、財政援助等）

に係る所管局長との協議に關すること。

(2) 合併、解散等における所管局長との協議に關すること。

2 定款・寄付行為等の重要な変更に係る協議事項

事業轉換等定款、寄付行為等の基本的事項に係る重要な変更に關する所管局長との協議に關すること。

3 主要出資法人等に共通する事項

(1) 本市の職員派遣に係る基本的な取扱方針等に關すること

(2) 本市退職職員の報酬、退職手当等に關すること

(3) 役員任期等に關すること

4 主要出資法人等の運営に係る指導、調整を要する事項

(1) 主要出資法人等に共通する事項の調査、検討

(2) 主要出資法人等の運営（事業内容、職員の配置状況、勤務条件、本市からの財政援助状況、今後の収支見通し等）について、定期的に主要出資法人等の所管局長との意見聴取

5 出資法人の経営状況等の点検評価結果に基づく経営改善指導等に係る事項

(1) 点検評価結果における課題の改善指導

(2) 主要出資法人等に共通する課題の改善策の検討、構築、指導

(3) 事業の見直し、経営改善の推進

6 出資法人の経営状況等の点検評価は、毎年度、本運用指針第2に掲げた法人のうち、1～3および4(1)の法人に対して実施する。

7 その他主要出資法人等の運営に係る重要事項

(1) 出資額の変更等に關する重要事項

(2) 事故報告等委員会が必要とする重要事項

(3) 本市職員が就任している監事・監査役の会計監査に關する事項

8 第2項にいう「所管局長」とは、市長事務部局の局長、公営企業局長、消防局長及び行政委員会事務局長をいう。

9 第2項に關連して所管局長は、第2条に該當する新規の主要出資法人等を設立する場合及び委員会が必要とする場合は、事前（政策・調整会議付議又は予算要求以前）に

総務企画局長を通じて、「設立計画書」を委員会あて提出し、協議するものとする。

また、定款、寄付行為等の基本的事項に係る重要な変更に関することについても同様の手続きによりあらかじめ協議するものとする。

10 第7項の報告は「政策・調整会議」の付議事案としてこれを取り扱う。

第6（第7条関係・専門部会）

専門部会の運営は総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長が行い、第4項の報告を行うものとする。

第7（第8条関係・所管局長による指導・調整）

1 第2項の協議は、総務企画局長を通じて行うものとする。

2 第4項の報告は、次の掲げる事項について「運営状況報告書」等により総務企画局長あてに行うものとする。なお、「運営状況報告書」等運営状況の把握に関しては、要綱第2条に定める法人に限らず、本市が出資するその他の法人に対しても実施するものとする。

(1) 組織及び役職者の状況（変更）に関すること。

(2) 当該事業年度の事業計画及び予算に関すること。

(3) 前事業年度の運営状況及び決算に関すること。

(4) 資本金、基本金その他これらに準ずるものの状況に関すること。

(5) その他運営に係る重要事項に関すること。

第8（第9条関係・総合調整会議、委員会の庶務）

総合調整会議及び委員会の庶務は、総務企画局行政改革マネジメント推進室が処理する。